

告 示

埼玉県告示第四百十四号

平成二十九年埼玉県告示第三百九十九号で公示した基本測量は、平成三十年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司